

「全国一斉多重債務者相談ウィーク」について

平成 19 年 8 月 15 日
多重債務者対策本部決定

1．趣旨

深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、当対策本部は、「多重債務問題改善プログラム」を決定し、直ちに取り組むべき網羅的な施策をとりまとめた（平成 19 年 4 月 20 日）。同プログラムにおいては、住民から最も身近な地方自治体において、現に多重債務に陥っている者に対して債務整理や生活再建のための相談を行う等の体制整備を求めている。

こうした全国の地方自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を設けることとする。

2．期間

平成 19 年 12 月 10 日（月）から 12 月 16 日（日）までの 1 週間

3．主催

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会

4．実施概要

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会連名で都道府県に呼びかけ、相談ウィーク中に都道府県と当該都道府県の弁護士会及び司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を行う。その他、実施に関し必要な事項については別添のとおり定める。